

公立保育園の民営化に関する資料

1 前回質問

- (1) 比較・検討をした上で民営化の結論に至った考え方について
- (2) 子どもの立場での目線・視点、また保育内容や保育の質について
- (3) 公立保育園の無駄の有無と民営化について

2 前回質問（上記 1）に対する説明・市の考え方

(1) 持続可能な市政運営【市役所全体にかかわること】

市役所にとって、市役所全体で限られた財源・人材の中で、持続可能な市政運営を行っていかねばならない。

- ① 将来的には人口減少が見込まれ、市税収入も減少の傾向となる。
- ② 今後の平均年齢上昇により人件費も上昇傾向。
- ③ 人件費の上昇傾向にあるため、これ以上の職員数の増加は難しい。
- ④ また、都心部を中心とした保育士不足によって、保育士の確保自体が難しい。

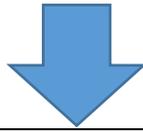
(2) 保育が抱える課題

- ① 待機児童
- ② 保育の質
- ③ 保育ニーズの多様化
- ④ 公立保育園における課題

限られた財源や人材を最大限有効に活用していく必要がある。

(3) 財源も職員も増やせない中でどのように課題を解決するか？

- ① 待機児童 … 保育所の開設
- ② 保育の質 … 国・都基準で認可・指導検査・第三者評価＋保育の質のガイドライン策定（新規）
- ③ 保育ニーズの多様化 … 子ども子育て支援制度全体での対応＋公立保育園として果たすべき役割・更なるサービス拡充



(3) 財源も職員も増やせない中でどのように課題を解決するか？

- ① 待機児童 … 保育定員を増やす際は、国や都の負担金・補助金の対象となる民間保育園の開設を基本に行い、市自体が負担する予算の増加を抑える。
- ② 保育の質 … 民営化とともに保育課に保育士等資格職を配置し、市内保育園との連携等を強めることで、保育の質の維持・向上を図る。
 - 現状、認可保育所は、認可に当たって、国・都の基準に合致することで認可され、その保育内容については、国の保育所保育指針に基づき、各所がその特長・特色を生かした保育を行うことが認められている。
 - そのほかに、定期的に都・市による指導監査や、第三者評価受審が義務付けられていることで、保育の質が担保されている。

⇒ また、この度、保育の質のガイドラインの策定を行う。
- ③ 保育ニーズの多様化 … すべての子育て家庭を対象とした施策の充実については、子ども子育て支援制度（「のびゆくこどもプラン 小金井」）の推進により、対応する。その中で、必要となる予算についても、国や都の負担金・補助金を活用して対応する。（病児保育事業など）
 - 公立が果たすべき役割や保育ニーズに応えるために必要な人材の確保は、職員を増やすことが難しいため、今いる職員を集約して対応する。
 - その際、待機児童の課題の関係から、保育園の数を減らすのではなく、民営化することで、保育定員数を維持に十分配慮する。

④ 公立保育園における課題

○ 施設の老朽化

築50年以上1園、築40年以上2園、築30年以上1園であり、今後、維持することが困難となっていく。

○ 予算・財源上の不利（運営費の確保）

公立保育園の運営において無駄という概念はないが、改修・建替え費用、運用費、保育士の処遇改善費用など、公立保育園の場合、保育園の維持・運営に必要な費用については、国や都の負担金・補助金の対象外であるため、維持・運営していくためには、民間保育園よりも、市が多く予算を確保しなければならない。

特に、維持・運営に係る経費については、国の改革（三位一体改革）によって、10年以上前から同様の状況が続いている。

今後公立保育園を維持していくことが困難となってきている。

5園を維持していくためには、園の縮小の必要性もあり。

今、公立に通う子どもたちにとって

今現在、公立保育園に通う子どもたち自身の立場を最優先にすれば、このまま通い続けることが最良であるが、公立自体が今のままを維持できなくなってしまうと、定員を減らすなど、全員が同じように通い続けることができなくなってしまう。

この状況において、公立保育園に通う子どもたちに対し、どのような考慮・配慮ができるかが最も重要である。

【考慮・配慮】

- ① 優良な事業者を選ぶために必要な基準・条件を整備する。
- ② これまで培った公立保育園の良さを他に引き継いでいく（※）
- ③ 市全体の保育の質の維持・向上のためのガイドラインをこれから策定していくことで、市全体の保育の質を担保していく。

1. 公立保育園の保育を引き継ぐための全体的な取組

- 民営化のガイドラインの作成 ⇒ 公立の良さを継承
※ 「公立保育園の保育内容」については、次回運協にて提示します。
- 運営事業者との協定書の締結 ⇒ 市の条件遵守を約束

2. よりよい事業者を選定するための取組

- 事業主体及び運営の条件の設定（募集要項等にて明記）
⇒ 職員体制・配置の維持、など
- 公募型プロポーザル方式や選定委員会の設置
⇒ 総合的・客観的評価による事業者選定

3. 民間事業者へスムーズに移行するための取組

- 保護者への丁寧な説明 ⇒ 進捗に合わせた情報提供・説明の実施
- 移行計画の作成 ⇒ 児童・保護者の負担も考慮した計画の作成
- 十分な引継ぎの実施
 - ⇒ 1年間かけて、十分な引継ぎを行う。
 - ⇒ 後半は事業者職員とともに合同保育を行う。
- (仮称) 三者協議会の設置 ⇒ 保護者も交えた協議会での協議

4. 民営化後の園に対する取組み・市の対応

- 移行後における市の支援 ⇒ 移行後も市職員による支援の継続
- (仮称) 三者協議会による保育内容の確認等
 - ⇒ 民営化後も保護者も交えた協議会を継続し、基準・条件どおり支障なく保育が行われているかの確認・協議を行う。
- 民営化後の園に対する保育内容の評価と結果の公表
 - ⇒ 第三者評価の結果によるチェック
 - ⇒ 保護者アンケートによるチェック

「考慮・配慮」は、今後、ガイドライン・募集要項等にて詳しくお示しし、ご意見を伺いたい。